佐賀県告示第316号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和2年12月15日から令和3年1月14日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月15日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保 鳥栖線	鳥栖市平田町字東前 3148 番 1 地先から 鳥栖市平田町字東前 3083 番 3 地先まで	令和2.12.15